

労務 ROAD

■職場での防災 震災への備えはできていますか？

2011年の東北での大震災から、今日でちょうど8年経ちます。
大阪でも昨年は大きな地震がありました。災害直後は防災への意識が高まり、
家庭や職場に防災グッズを備えた人も多くいましたが、現在はでしょうか。

いつ起きてもおかしくないと言われる大震災に備え、改めて職場での防災対策についてチェックしてみてください。

【チェック項目】

- 建物の安全性・耐震強度は十分か
- オフィス家具・什器の転倒防止対策ができていますか
- 緊急マニュアルを作成できているか
 - ・日頃から災害発生時の各自の役割も決めておくといよいでしょう。
- 非常用備蓄品は準備できているか
 - ・水・飲料・簡易トイレなど、最低3日分以上の物資
 - ・歩きなれたスニーカー、ヘルメット、軍手 等
- 従業員の家族との連絡方法・職場から自宅まで徒歩での帰宅でのルートの確認
- 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの使用方法の確認



VOL.634
(1903-2)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

暖かくなったり寒くなったりと、寒暖の差が激しい日々が続きますね。私は昨年からデビューした花粉症に今年も悩まされています。母に根菜と青魚を食べると、花粉症がましになると教わったので、今年は薬とのW使いで乗り切ろうと思います！（君野）

■協会けんぽの保険料率の変更について

平成31年3月分（4月納付分）～協会けんぽの保険料率が変更になります。

【大阪支部】
健康保険料率

平成31年2月分(3月納付分)まで	→	平成31年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の 10.17%		給与・賞与の 10.19%

介護保険料率

平成31年2月分(3月納付分)まで	→	平成31年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の 1.57%		給与・賞与の 1.73%

※40歳から64歳までの方は健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

★社会保険料を翌月控除している事業所の場合
平成31年4月支払分給与から、変更後の保険料率で控除する必要があります。

★社会保険料を当月控除している事業所の場合
平成31年3月支払分給与から、変更後の保険料率で控除する必要があります。

★賞与について
支給日が3月1日の分から変更後の保険料率が適用されます。

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto